

芦屋市保健福祉センターへのアクセス



- 阪神芦屋駅から徒歩約13分
- JR芦屋駅から徒歩約15分

【阪急バスをご利用の場合】
○JR芦屋駅（南口）からは《8系統》《11系統》
→「呉川町」下車。南へ徒歩1分

○阪急芦屋川駅・JR芦屋駅（南口）からは《8系統》
→「呉川町」下車。南へ徒歩1分

○阪急芦屋川駅・JR芦屋駅・阪神芦屋駅からは《1系統》
→「中央公園前」下車。北へ徒歩2分



案

笑顔とまごころで対応いたします
お気軽にご相談ください



芦屋市障がい者相談支援事業

<連絡先>

住 所：芦屋市呉川町14-9
（芦屋市保健福祉センター1階）
電 話：0797-31-0692
F A X：0797-32-7529

<受付時間>

平日 午前9時～午後5時まで

障がい者相談支援事業とは？

☆芦屋市保健福祉センター内にあり、障がいや病気などに関する様々な相談事を伺う「相談の第一窓口」です。

相談の対象は？

- ☆障がいのある人
- ☆障がいはないが病気があり困っている人
- ☆こどもの発達などに心配のある人
- ☆指定難病でサービス利用を検討している人
- ☆障がいに関する制度の申請などでわからないことがある人
- ☆家族や近隣住民で障がいや病気があるかもしれない人への対応を悩んでいる人
- …など

障がい・病気などに関するご相談を幅広くお伺いいたします。

※芦屋市にお住まいの人が対象です。

どんな人が相談に乗ってくれるの？

☆芦屋市から委託を受けている市内の下記3つの相談支援事業所から相談員が集まり、地区ごとに相談対応を行っています。

- ・社会福祉法人 三田谷治療教育院
- ・社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター
- ・社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

障がいに関する情報の
ポータルサイト **あしやねっと**
もご活用下さい

（QRコードはこちら⇒）



芦屋市障がい者相談支援事業の主な業務

①障がいや病気のある人の日常生活での悩み・困り事の相談

～ご相談内容の例～

- 障害福祉サービスを使いたい
- 障がい者手帳や障害年金、使える制度を教えて欲しい
- 発達検査を受けたい、医療機関を知りたい
- 学校に行けない、居場所が欲しい
- お金の管理ができない、書類の理解や整理が難しい

お話をお聞きして、相談内容に応じて、地域の社会資源（医療機関、障がいのある人を対象にした事業所、つどいの場など）の情報提供を行い、関係機関とも連携しながら対応いたします。



②障害福祉サービスの利用援助

相談を経て、ホームヘルパーの利用や事業所への通所、短期入所などの障害福祉サービスを利用されることとなった場合には、相談支援事業所（計画相談）につなぎ、サービス利用に向けての援助を行います。



～計画相談支援とは～

相談支援専門員が、障害福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画を作成し、サービスや社会資源の調整を行います。

また、関係機関とも連携し、その人らしい生活の実現に向けたサービス利用が出来るよう支援します。

③障がい児機能訓練事業の申込受付

保健福祉センター内で行われている市の障がい児機能訓練（理学療法・言語療法・作業療法）の申し込み受付を行っています。
※就学前の児童は市役所障がい福祉課で受付をします。

